

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-48：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-48 部：業務用グリル及びトースタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 (JIS C 9335-1 (以下、第1部) の規定による。) 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するため、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条25 25.3	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.3 固定形機器及びローラ若しくはキャスター又はこれらと類似の手段を備えていない 40 kg を超える質量をもつ機器は、設置した後に、電源コードが接続できる構造でなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.101	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.101 発熱体の保護装置及び不意な動作が危険なモータの保護装置は、三相の場合は全極を、単相の場合は少なくとも 1 極以上を遮断するものでなければならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明及び据付説明	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-48：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-48部：業務用グリル及びトースタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き		保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		7.12 7.12.1 7.12.4 7.102	7.12 IPX3以上のIPコードの表示がないトースタの取扱説明書には、規定の警告を表示しなければならない。 7.12.1 他の機器の中に組み込む機器及び専用設置壁に固定する機器は、感電及び水の有害な浸入に対する適切な保護を確実にする方法の詳細を提供しなければならない。 7.12.4 複数の機器用の独立した制御パネルをもつ埋込形機器の取扱説明書には、可能性がある危険を避けるために制御パネルには指定する機器だけを接続する旨を記載しなければならない。 7.102 等電位ボンディング端子には、規定の記号を表示しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条28 28.4	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条28 ねじ及び接続 28.4 機械的接続及び電気的接続を行うねじは、操作上の応力及び接触部の腐食によるねじ組立部の緩みによって、接触圧力が明らかにほど変化しないような構造でなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされ	■該当 □非該当	箇条6 6.1	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条6 分類 6.1 機器は、感電に対する保護に関し、クラス0I又はクラスIでなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-48：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-48部：業務用グリル及びトースタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き		ているものとする。		6.2 箇条7 7.12	6.2 卓上で用いる機器の水に対する保護等級は、IPX3以上でなければならない。他の機器は、IPX4以上でなければならない。 箇条7 表示、及び取扱説明及び据付説明 7.12 取扱説明書には、機器で遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい旨を記載しなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条24 24.101 箇条25 25.7	第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条24 部品 24.101 機器に取り付けるコネクタには、自動温度調節器を組み込んではならない。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.7 電源コードは、オーディナリーコロロプレン等と同等以上の特性をもつ耐油性の可とう被覆ケーブルでなければならない。	
第七条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8 8.101	第1部の第七条第1号に該当する規定によるほか、次による。 箇条8 充電部への接近に対する保護 8.101 通常使用時に、フォークなどの先端のとがった物体が偶発的に接触するおそれがある電熱素子は、電熱素子の充電部を、それらの物体が接触できないように保護しなけ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-48：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-48部：業務用グリル及びトースタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き				箇条22 22.103	ればならない。 箇条22 構造 22.103 可搬形機器は、小さな物体が侵入して充電部に接触するような底面の開口部があつてはならない。	
第七条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条13 13.2 箇条16 16.2 箇条27 27.2	第1部の第七条2号に該当する規定によるほか、次による。 箇条13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧 13.2 機器は、規定する時間機器を運転した後、漏えい電流は、規定の値以下でなければならない。 箇条16 漏えい電流及び耐電圧 16.2 漏えい電流は、規定の値を超えてはならない。 箇条27 接地接続の手段 27.2 据置形機器で、外部の等電位導体を接続するための端子を備えている場合には、その端子は、機器の全ての固定した露出金属部分と、有効な電気的接觸をしていなければならない。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条15 15.101	第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 箇条15 耐湿性等 15.101 給水又は清掃のために水栓を備えている機器は、水栓からの水が充電部に接触しない構造でなければならない。機器は、試験にて水栓を全開した後、耐電圧試験に耐えなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-48：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-48部：業務用グリル及びトースタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				箇条29 29.2	箇条29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 29.2 機器が通常使用中に絶縁物によって囲われていない 又は絶縁物を設置していないため、汚染にさらされる可能性がある場合には、ミクロ環境は汚損度3であって、その絶縁物の比較トラッキング指数 (CTI) は250以上でなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条30 30.101	第1部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条30 耐熱性及び耐火性 30.101 油脂吸収用の非金属製のフィルタは、難燃材料でなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 11.8	第1部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 箇条11 温度上昇 11.8 通常動作状態の下での外部可触表面の最大温度上昇は、規定の値を超えてはならない。	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条20 20.101	第1部の第十一條第1号に該当する規定によるほか、次による。 箇条20 安全性及び機械的危険 20.101 機器内の食品を動かす部分は、それによって危険を引き起こすおそれがある場合には、偶発的に動かないよ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-48：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-48部：業務用グリル及びトースタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					うに固定しなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条20 20.2 箇条21 箇条22 22.11 箇条23 23.3 箇条25 25.22	箇条20 安定性及び機械的危険 20.2 保護外郭、ガードその他これに類するものは、十分な機械的強度をもっていなければならない。（第1部の規定による。） 箇条21 機械的強度（第1部の規定による。） 機器は、十分な機械的強度をもっており、通常使用時に予想される手荒な扱いに耐えるような構造でなければならぬ。 箇条22 構造 22.11 充電部、湿気又は運動部への接触に対する保護のための着脱できない部分は、通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。（第1部の規定による。） 箇条23 内部配線 23.3 通常使用時に外力が加わる電気接続部及び内部導体に過大な応力が加わってはならない。（第1部の規定による。） 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.22 機器用インレットは、コネクタを挿入及び取外しした場合に、端子のはんだ付け部に機械的応力が加わらない構造でなければならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-48：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-48部：業務用グリル及びトースタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19 箇条22 22.22 22.23 22.41 箇条32	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部の規定による。） 22.23 機器には、PCBを含んだ油を用いてはならない。（第1部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第1部の規定による。） 箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第1部の規定による。）	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	箇条32	箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第1部の規定による。）	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.7 19.9	箇条19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-48：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-48部：業務用グリル及びトースタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四 条続き				箇条22 22.40 22.49 22.50 22.51 箇条30 30.2.3	<p>をもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。（第1部の規定による。）</p> <p>箇条22 構造</p> <p>22.40 遠隔操作用の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>箇条30 耐熱性及び耐湿性</p> <p>30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。（第1部の規定による。）</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-48：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-48部：業務用グリル及びトースタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五 条第1項	始動、再始動及び停止による危 害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五 条第2項	始動、再始動及び停止による危 害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.101	第1部の第十五条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.101 発熱体の保護装置及び不意な動作が危険なモータの保護装置は、非自己復帰形のものでなければならない。	
第十五 条第3項	始動、再始動及び停止による危 害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9 9.101	第1部の第十五条第3項に該当する規定によるほか、次による。 箇条9 モータ駆動機器の始動 9.101 冷却ファンのモータは、使用時に発生する可能性がある全ての電圧状態の下で始動しなければならない。	
第十六 条	保護協調及び組 合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10 箇条19 箇条25	箇条10 入力及び電流（第1部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があつてはならない。 箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-48：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-48部：業務用グリル及びトースタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き				25.8	25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。 (第1部の規定による。)	
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.11 19.11.4 箇条29	箇条19 異常運転 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の2端子間の短絡や集積回路の故障等の单一故障状態を起こした場合であっても、炎、溶融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。(第1部の規定による。) 19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。(第1部の規定による。) 箇条29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁(第1部の規定による。) 機器は、受ける可能性がある電気的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-48：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-48部：業務用グリル及びトースタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.15 7.102 箇条22 22.102	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.15 固定形機器の場合、機器を設置した後、表示が見えるように配置することが実際的でないときは、関連情報を取扱説明書に記載するか、又は機器の設置後に、機器の近傍に貼ることができる追加表示を提供しなければならない。 7.102 等電位接続端子の表示は、着脱可能なねじ、座金、その他の部品の上に配置してはならない。 箇条22 構造 22.102 危険、警告又は類似の状況を示すための、表示灯、スイッチ又は押しボタンの色は、赤でなければならない。	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。	□該当 ■非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-48：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-48部：業務用グリル及びトースタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-48：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-48部：業務用グリル及びトースタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3号 続き		<p>箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—